

奨学金揭示用⑬1・2年対象

まなべる基金(12期)

2022年9月15日

1. 主催 公益財団法人 東日本大震災復興支援財団
2. 応募資格 (1)平成15年4月以降に生まれ～令和5年4月の時点で高校等に在籍していることが見込まれている生徒
(2)東日本大震災発生時に岩手・宮城・福島に居住し、かつ、その生徒の家庭で主に家庭を支える者も、上記3県に居住していたこと。
(3)震災発生時に上記3県で被災をしていることが証明できること。
(4)家計を同一にする18歳以上の家族の2022年度所得合計が基準以下であること。裏面【資格4】参照。
(5)2022年9月1日現在、他の給付型奨学金との重複受給がないこと。
(2023年3月で終了するものも含む)
(6)罹災証明書又は被災証明書で被災していることを証明できること。
※罹災証明書(一部損壊)と被災証明書は追加書類が必要。
3. 募集人数 全国100名程度
4. 募集期間 ～9/28 PM5時まで。〆切後の申し込み不可。
準備書類が多いので早めに取り組むこと。
5. 給付金額 3年制高校等：年間200,000円
年2回給付(前期6ヶ月分、後期6ヶ月分)
2023年4月分より2026年3月分までの高校在籍期間中の最長3年間。
6. 選考結果 応募書類の記載をもとに令和5年2月上旬(予定)に学校へ郵送通知。
7. 提出書類 A、応募資格チェックシート
B、奨学金願書
C、課題作文・保護者から応募者への思い
D、住民票
E、令和4年度所得証明書
F-1、自宅罹災証明書または被災証明書
F-2、被災時の住所を証明する書類
(F-3、避難を証明する書類)
追加書類:収入状況に関する書類

2. 応募資格

以下の資格1～5の全てを満たす生徒が対象になります。

資格1：生年月日

平成15年4月以降に生まれ、令和5年4月1日時点で高校等、またはその他学校に在籍していることが見込まれる生徒。(ただし、令和4年9月1日時点で、高校卒業資格を取得している生徒を除く。)

資格2：東日本大震災発生時の居住地

東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県に居住していた生徒で、かつ、その生徒の家庭で主に家計を支える方も岩手県・宮城県・福島県に居住していた。

資格3：被災をしていることが証明できる

東日本大震災発生時に岩手県・宮城県・福島県で被災したことを、応募者本人及び保護者の自宅の罹災証明書または被災証明書を下記で確認の上、提出により証明できる。

提出書類	発生時の被災地
罹災証明書(半壊以上)	岩手県・宮城県・福島県
罹災証明書(一部損壊)	福島県 ■追加必要書類(下記※参照)提出が必須
被災証明書	岩手県・宮城県・福島県 ■追加必要書類(下記※参照)提出が必須

※：「罹災証明書(一部損壊)」または「被災証明書」提出の場合は以下のいずれかの事象に該当し追加必要書類でその事象を証明できること

- ①福島第一原発事故の影響で避難し、二重生活をしている。
- ②福島第一原発事故の影響で一家避難し、避難先で住居費を自己負担している。
- ③福島第一原発事故の影響で避難し、避難先から震災時に居住していた市町村へ帰還している。

資格4：所得の合計基準

応募者と家計を同一にする18歳以上(9月1日時点)の家族の「令和4年度所得証明書(令和3年1月～12月分)」の所得合計が以下の基準を下回っている。

応募者と家計を同一にする家族の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
所得合計 (18歳以上の家族)	213.6 万円	302.3 万円	370.5 万円	430.8 万円	507.6 万円	579.9 万円	651.2 万円	721.7 万円

【重要：上記所得基準を上回るご家族へ】

下記のいずれかに該当する場合、ご応募いただくことが可能です。

- ①令和4年1月～12月にかけてコロナウィルスの影響で減収が生じ、「令和5年度所得証明書(令和4年1月～12月)」の所得金額の合計額が、上記の基準を下回る見込みがある方。

※「B.奨学金願書 9.コロナウィルス影響による現在の家庭の経済負担について(P.19)」を必ずご記入の上提出ください。

※採否通知で「条件付き採用」が決定した場合「令和5年度所得証明書」を後日ご連絡する期日までに、事務局へ提出し、所得合計が下回っていることを証明する必要があります。

- ②福島第一原発事故の影響で避難し、二重生活をしている場合(資格3※①のケース)にかぎり、世帯全員の所得合計額を1/2にした金額を適用します。(震災時の居住地域が岩手県・宮城県、福島県であること)

例：所得合計400万円です二重生活の場合…所得合計は1/2の200万円を適用

資格5：他の奨学金との重複受給がないこと

他の給付型奨学金との重複受給はできません。貸与型奨学金でも高校卒業で返還免除となる実質給付型奨学金を受給している場合も重複受給はできません。なお、令和4年9月1日時点で、他の給付型奨学金を受給している場合は応募できません(令和5年3月で給付期間が終了するものも含む)。

	奨学金の特徴	重複受給
貸与型奨学金	返還が必要なもの	○
	高校卒業で返還免除となる実質給付型奨学金と同等のもの (※該当するかご不明な場合は事務局までお問い合わせください)	×
給付型奨学金	返還が必要ないもの	×

＜他の奨学金を併願している場合＞ 他の奨学金の受給が決定した時点で、「まなべる基金」を受給するか他の奨学金を受給するか、いずれかを選択してください。